

○大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則

平成18年 9 月21日

規則第190号

大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則を公布する。

大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動二輪車を駐車することができる有料自転車駐車場)

第1条の2 条例第3条第1項ただし書の市規則で定める有料自転車駐車場は、別表に掲げるとおりとする。

(利用料金の納付時期)

第2条 条例第4条第1項に規定する利用料金は、あらかじめ条例第1条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める日までに支払わなければならない。

(指定申請の公告事項)

第3条 条例第6条第5号の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）

(2) 指定申請に必要な書類

(3) 条例第8条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

(指定申請の方法)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

(3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類（法人以外

の団体にあつては、これらに相当する書類)。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書(これに相当する書類を含む。)

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

(4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類

(7) 条例第8条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

(8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの条例別表に掲げる有料自転車駐車場(以下「有料自転車駐車場」という。)の管理に関する事業計画書及び収支予算書

(9) 有料自転車駐車場の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類(資料の提出の要求等)

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業報告書の記載事項等)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

(2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

(3) 有料自転車駐車場の管理の業務の実施状況

(4) 有料自転車駐車場の利用台数その他の利用状況

(5) 有料自転車駐車場の管理に要した経費等の収支の状況

(6) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎年度終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者

の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）２月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該２月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（施行の細目）

第７条 この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年３月30日規則第73号）抄

１ この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附 則（平成19年12月18日規則第207号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年３月14日規則第15号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附 則（平成24年３月30日規則第86号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定（新大阪駅北口自転車駐車場に係る部分に限る。）は、同年５月１日から施行する。

附 則（平成25年３月29日規則第24号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附 則（平成30年３月30日規則第53号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月31日規則第49号）抄

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第１条の２関係）

中崎町駅自転車駐車場

大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場

弁天町駅西自転車駐車場

弁天町駅東自転車駐車場

芦原橋駅自転車駐車場

新大阪駅北口自転車駐車場

相川駅自転車駐車場

上新庄駅自転車駐車場

地下鉄長居駅自転車駐車場